

令和8年第4回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和8年3月24日(火) 14時00分～14時46分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、
学校教育課長(吉村浩一)、学校教育課長補佐(川波麻理、平田隆輔、栗原美紀)、
教育施設課長(斎藤浩)、生涯学習課長(松村浩史)、生涯学習課長補佐(石川律子)、
文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(樋口嘉彦)

書記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第10号 令和8年度飯塚市教育施策要綱

議案第11号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第12号 飯塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第13号 飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則

議案第14号 飯塚市教育職員の採用及び給与等に関する規則の一部を改正する規則

議案第15号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

議案第16号 飯塚市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

議案第17号 飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第18号 嘉穂劇場条例施行規則

議案第19号 飯塚市教諭等の標準的な職務内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱
の一部を改正する告示

(2) 報告事項

報告第6号 心身障がい児(生)の就学等について

報告第7号 飯塚市学校教育プランR8の策定について

報告第8号 令和8年度飯塚市学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程等について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和8年第4回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和8年3月24日(火) 14時00分～14時46分)

○上田委員

ただいまより令和8年第4回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第10号 令和8年度飯塚市教育施策要綱

〈説明：教育総務課長(梶原康治)〉

議案第10号「令和8年度飯塚市教育施策要綱」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由といたしましては、令和8年度飯塚市教育施策要綱を別冊のとおり定めるため、本案を提出するものでございます。

別冊資料をお手元に用意を願います。前回の教育委員会会議で、協議いただいた変更箇所を反映し、令和8年度飯塚市教育施策要綱(案)として今回提出しております。まず、前回より変更した箇所は8ヶ所でございます。

まず、1点目。2ページをお願いします。主要施策〈かしこく やさしく たくましい 子どもの育成〉の真ん中あたりの「飯塚市学校教育プラン」をR7からR8へ修正しております。

次に、2点目。5ページをお願いします。下段の「7.多様なニーズに対応した教育の推進は」の箇所でございますが、前回ご意見をいただきまして、特別なニーズから多様なニーズへ修正しております。

次に、3点目。6ページをお願いします。上から4つ目の、変更前は、就学相談の実施と適切な学びの決定としておりましたが、記載のとおり、就学相談の実施と適切な学びの決定の間に、保護者との合意形成による、の文言を追加しております。

次に、4点目。同じく6ページの8-2【教育機会の確保】について、1つ目の教育支援センターにおける支援の充実は、前回は教育支援センター(適応指導教室)としておりましたが、条例等が改正されておりますので、適用指導教室の文言を削除し、修正しております。

次に、5点目。7ページを御願います。下段の10-2 学校施設の環境整備について、3つ目に「屋内運動場への空調設備整備の推進」を新たに追加しております。

次に、6点目。10ページをお願いします。2-3 教育施設の有効活用による学びの場の創造のファシリティマネジメントについては、変更前の注釈の番号を(※注4)から(※注5)へズレを修正しています。

次に、7点目。11ページをお願いします。主要施策の〈個性豊かな 新しい文化の創造〉の、ライフキャリアの形成に対して(※注6)を補足として追加しております。

最後に、8点目です。14ページをお願いします。最後のページになりますが、STEAM教育の推進に(※注2)(再掲)を追加しております。先の協議からの変更箇所は以上でございます。

次年度も市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、計画的かつ着実に施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第10号「令和8年度 飯塚市教育施策要綱」の説明を終わります。

○大隈委員

ご説明ありがとうございます。質疑ではないんですけれども、前回の教育委員会会議から、いろいろと意見を取り組んでいただき、ありがとうございました。

これからまた、来年度に向けてまたいろいろと変化するとは思いますが、よりよい教育施策になるよ

うに、ご尽力をお願いいたします。ありがとうございました。

○高石委員

ほとんど大隈委員と重複するかと思えますけれども、飯塚市の教育の実態を想像しながら、ちょっとした文言が変わることによって、より豊かな実働体制ができていくことを思っています。今年できた良いものを、また来年、よりよくなっていくように、いろいろと研鑽を深めたいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

(原案可決(全会一致))

■議案第 11 号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第 11 号「飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和 8 年度からの組織・機構の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものがございます。

3 ページをお願いいたします。改正箇所につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

第 2 条の「部、課、係等の組織」について、令和 8 年度から、学校教育課の「適応指導教室」が廃止され、「教育支援センター」へ変更しております。次に、教育施設課の「施設整備係」が廃止され、「施設整備担当」へ新設しております。また、生涯学習課の「生涯学習ひろば担当」が廃止され、「生涯学習施設係」へ新設しております。

次に、第 3 条の「事務分掌」について、4 ページをお願いします。

学校教育課の「働き方・部活動改革担当」について、改正前 2 号の中学校部活動の「地域移行」から改正後は「地域展開」へ変更しております。また、改正前の「適応指導教室」から、改正後は「教育支援センター」へ変更したことで、1 号の教育支援センターの運営及び管理に関することへ変更しております。

次に、教育施設課について、「施設維持係」に変更はありませんが、「施設整備係」が「施設整備担当」へ変更したことにより、課の庶務に関すること。については施設維持係へ変更しております。

次に、生涯学習課について 4 ページ下段から 7 ページまで続きます。まず、男女共同参画推進センター(サンクス)に勤務する男女共同参画推進課職員が令和 8 年度から本庁に集約されました。そのため同じイイヅカコミュニティセンター内の中央公民館を所管する生涯学習課において、サンクスの事務の一部である施設利用に関する事務を補助執行することへの変更と、5 ページ中段の改正前「生涯学習ひろば担当」が行っていた生涯学習ひろば事業に関しては、新たに「生涯学習係」が担い、その他の事業は、新たな名称で設置された生涯学習施設係が行うこととなります。また、6 ページには、各係で行っていた生涯学習課所管施設の整備、維持管理等に関しては、生涯学習施設係が担うことに変更しています。その他文言の見直し等を含めて各係の事務分掌を変更しております。

7 ページ下段の文化課については、変更はございません。最後に、8 ページ上段の第 5 条の「部、課、係等の長等」については、第 2 条でも説明しました学校教育課の「適応指導教室」が廃止され、「教育支援センター」へ変更したことにより、第 2 項の「適応教室」部分を「教育支援センター」へ変更しております。また、昨年まで設置されておりました「ICT 推進室」につきましては廃止しておりますので削除しています。

以上で、議案第 11 号「飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第 12 号 飯塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第 12 号「飯塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書 9 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

改正の内容について、新旧対照表で説明いたします。議案書 10 ページをお願いいたします。

まず、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(改正給特法)第 7 条及び第 8 条に基づき、教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理と、健康・福祉を確保するための措置の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられたことにより、規則第 4 条に第 2 項を追加して当該措置の内容を記載し、同条内の以降の号については番号を繰り下げしております。

次に、今回の教育委員会会議定例会に別途議案第 13 号で上程しております「飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則」において、当該規則の第 19 条を削除し、以降の条文番号を繰り上げしているため、本規則第 4 条第 4 号の「飯塚市立学校管理規則第 30 条第 2 項」を「飯塚市立学校管理規則第 29 条第 2 項」と改正しております。

最後になりますが、本改正の施行日は令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第 12 号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第 13 号 飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第 13 号「飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書 11 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

改正の内容について、新旧対照表で説明いたします。議案書 12 ページをお願いいたします。

まず、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律第 2 条により学校教育法第 37 条が改正となり、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとされたため、規則第 13 条第 2 項に「主務教諭」を追加するとともに、議案書 13 ページの第 14 条第 6 項に主務教諭の職務を追加しております。この追加にあわせて、以降の号番号を繰り下げしております。

次の 14 ページの規則第 19 条は、市立小中学校全てが規則第 20 条に規定する(学校運営協議会)に移行しているため削除し、あわせて以降の条文について番号を繰り上げしております。

最後になりますが、本改正の施行日は令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第 13 号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第14号 飯塚市教育職員の採用及び給与等に関する規則の一部を改正する規則

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第14号「飯塚市教育職員の採用及び給与等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書16ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書17ページから19ページにかけて、新旧対照表をお示ししております。改正の概要を説明いたします。

勤務の特殊性に応じて支給される特殊勤務手当について、学校管理下において行う非常災害時等の緊急業務及び部活動における生徒に対する指導業務の支給要件を新旧対照表のとおり改正しております。この改正規則は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第14号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第15号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

《説明：教育施設課長(斎藤浩)》

議案第15号「飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書 20 ページをお願いします。本案は、先ほど議決いただきました議案第 13 号「飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則」に伴い、2 件の関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

21 ページをお願いします。改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

まず、「飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部改正」については、飯塚市立学校管理規則の一部改正に伴い、同規則の条項にずれが生じることから、改正後のとおり「第 25 条」を「第 24 条」へ改めたものでございます。

次に、22 ページをお願いします。「飯塚市立小中一貫校潁田校特別教室の目的外使用に関する条例施行規則の一部改正」につきましても、同規則に条ずれが生じることから、改正後のとおり「第 25 条」を「第 24 条」へ改めるものでございます。

附則として、いずれの規則も、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第 15 号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第16号 飯塚市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第16号「飯塚市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の 23 ページをお願いいたします。3 月市議会において「飯塚市文化財保護条例の一部を改正す

る条例」について議決を受けましたので、それに伴う関係規定の整備を行うため、本案を提出するものでございます。

議案書の 24 ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正点について説明いたします。

「飯塚市文化財保護条例」の改正により、「市特定歴史的建造物」の登録制度を規定しております。それに伴い、規則第 9 条第 4 項及び第 5 項に、「市特定歴史的建造物」の現状変更に必要な保存活用促進計画について規定しております。その他、条例改正に伴い規則の条文を整理するものでございます。

また、申請書等の様式につきましては、現在、市の傾向といたしまして、規則等にて様式を規定しないこととしておりますので、そのため今回、様式を規則から削除しております。なお、様式については別途規則以外で定めるものといたします。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第17号 飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第17号「飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書 31 ページをお願いいたします。本案は、飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、関連する規則の改正をするものです。

議案書 32 ページの新旧対照表をお願いいたします。文化会館条例の一部改正におきまして、「会館の管理は指定管理者に行わせる」としていたものを「指定管理者に行わせることができる」と改正したことに伴い、指定管理者を教育委員会に、利用料金を使用料と全体的に改め、第 2 条にて読み替え規定を整理したものです。

また、文化会館駐車場の管理運営に関する規定を、飯塚市営駐車場条例から文化会館条例に移行したことに伴い、文化会館駐車場に関する条項を第 22 条から第 32 条まで定めております。なお、この駐車場に関する内容については、改正前の駐車場条例から変更はございません。

附則におきまして、規則の施行日を条例の一部改正の施行日と合わせて令和 9 年 4 月 1 日としております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第18号 嘉穂劇場条例施行規則

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第18号「嘉穂劇場条例施行規則」について、ご説明いたします。

議案書 42 ページをお願いいたします。嘉穂劇場条例が制定されたことに伴い、施行に必要な事項を定めるため、本議案を提案するものです。

第 2 条、第 3 条では入館料の減免及び還付について規定いたします。第 4 条から第 7 条までは利用の許可及び取消し等について、第 8 条から第 12 条までは利用方法等について規定いたしております。第 13 条から第 15 条までは使用料の減免及び還付等について規定いたしております。第 16 条から第 18 条については遵守事項及び補足について規定いたしております。

附則におきまして、この規則は令和8年10月1日から施行することとしております。

以上簡単ではございますが、嘉穂劇場条例施行規則について説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第19号 飯塚市教諭等の標準的な職務内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の一部を改正する告示

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第19号「飯塚市教諭等の標準的な職務内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の一部を改正する告示」について、ご説明いたします。

議案書47ページをお願いいたします。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものです。

改正の内容については、新旧対照表で説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律第2条により学校教育法第37条が改正となりました。学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとされたため、飯塚市立学校管理規則第13条第2項への「主務教諭」の追加、第14条第6項及び第15条への主務教諭の職務の追加にあわせて、要綱第1条に「主務教諭」を追加し、第5条に「主務教諭の標準的な職務の内容」を追加するものです。また、要綱第5条追加により、以降の条番号の繰り下げを行っております。

次に、施行予定日は令和8年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第19号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第6号 心身障がい児(生)の就学等について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第6号「心身障がい児(生)の就学等について」ご説明いたします。

議案書50ページをお願いいたします。本案は心身障がい児(生)の就学等について飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会から答申がありましたので報告するものです。

報告書の2に記載しておりますように、委員会の開催日は、令和7年8月1日から令和8年1月22日までの間、計7回開催いたしました。

報告書3の答申の概要について説明いたします。答申日は、令和8年2月24日、就学指導対象者は総件数195件、実人数180人となっております。

内訳ですが、令和8年度新小学校1年生対象者が87人、そのうち、通常学級への就学が適当と判断された者1人、特別支援学級への就学が適当と判断された者が58人、県立特別支援学校への就学が適当と判断された者が28人となっております。

次に、令和8年度新中学校1年生対象者が53人、そのうち、特別支援学級への就学が適当と判断された者が51人、県立特別支援学校への就学が適当と判断された者が2人となっております。

最後に、その他の学年対象者が40人、そのうち、特別支援学級への就学が適当と判断された者が38人、県立特別支援学校への就学が適当と判断された者が2人となっております。

以上、簡単でございますが、報告第6号の説明を終わります。

○大隈委員

ご報告ありがとうございます。年々人数が増えているなあというのが正直な感想です。

今年度は通級教室も中学校と小学校どちらも増えています。実際にこれだけ特別支援学級の方に入る子供たちが増えたということは、実際にはもしかすると通常学級の中でも、特別な配慮を要する子供もいる可能性もあると思います。

先生方も大変かとは思いますが、日々アンテナを高くして、子供たちが困らないような配慮をしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

■報告第7号 飯塚市学校教育プラン R8 の策定について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第7号「飯塚市学校教育プラン R8 の策定について」ご報告いたします。

議案書の51ページをお願いします。提案理由といたしましては、本市教育の基本理念「本物志向・未来志向の人づくりのために」のもと、本市教育の基本目標である「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」を学校教育において実現するため、本市の教育活動方針について取りまとめた「飯塚市学校教育プランR8」を策定いたしましたので、その内容について報告するものでございます。内容につきましては、52ページの報告第7号資料をご覧ください。

本プランでは、本市における教育の基本理念「本物志向・未来志向の人づくりのために」をかねて、志を持って社会に貢献し、地域や世界で主体的に活躍するために必要な「コミュニケーション能力」「コラボレーション能力」「イノベーション能力」の3つの能力の育成を理念として掲げております。

そして、本市の教育目標であります、「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもの育成を目指して、その目標を達成するための方途について、3つの観点から説明させていただきます。

まず、1つ目は、プランの下方にあります「小中一貫教育」についてです。飯塚市は全中学校校区で9か年の連続性のある「学び」「育ち」を追究した教育活動を通して、未来社会を切り拓く資質・能力を育成する小中一貫教育を創造していくことを基盤と据えています。今回追加したところとしては、幼保小架け橋プログラムを通して、さらに保幼小連携の充実等を図り、それぞれの校区の実態や課題に応じた小中一貫教育の更なる推進を図りたいと考えております。

2つ目は、プラン中央部にある飯塚市の教育目標を達成するための教育施策についてです。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を3つの柱として、主な教育施策をまとめております。今回の追加項目としましては、「確かな学力」の育成において、本市の課題でもあります算数数学の学習の定着を振り返りテストや到達度テストを活用して図っていきます。また、昨年同様に英語学習、STEAM教育も実施していきます。

最後に3つ目は、3つの柱を囲むようにあります、両脇と3つの柱の下にあります、全ての教育施策に係る取組についてです。左側は、児童生徒一人一人の、個別な支援の充実を目指すものです。今回、不登校支援の項目を起し、教育支援センターを活用して取り組んでいくことを明記しています。また、右側は、指導の充実、管理の徹底については、不祥事の防止、カスタマーハラスメント、働き方改革について順序を変更して強調したり新しい指針を基に付加修正をしております。そして、下の部分は、すべての教育の推進に係る教育DXの推進についてです。ICTを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、指導の充実、学校運営体制の充実を図ります。

これらの取組を充実させることにより、中心にある3つの柱の取組をより効果的に推進していきます。このように、3つの観点において、飯塚市の子ども達が未来の創り手となり、よりよい社会と幸福な人生を切り拓いていくことができる、学校教育の実現を目指していきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○安永委員

質疑ではございませんけれども本当にいろいろ考えていただき、様々なご検討もしていただいております。

私の立場から、特に算数数学を含めたところの学力の部分を見直しながら、これからのよりよい形になっていくためにも、様々な課題があると思うんですけども、ぜひ我々も共有しながら一緒に進めていければと思いますよろしくお願ひします。

■報告第8号 令和8年度飯塚市学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程等について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第8号「令和8年度飯塚市学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程等について」ご報告いたします。

議案書53ページをお願いいたします。本件は、令和8年度における、学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行日程を決定したため報告するものです。

まず、学校開放日についてご説明いたします。議案書54ページの別紙、実施要項をお願いいたします。令和8年度の学校開放日は6月1日の月曜日に実施いたします。

次に、運動会及び体育会の日程につきましてご報告いたします。議案書55ページをお願いいたします。令和8年度の小学校運動会及び中学校体育会は、暑さ対策に十分に留意のうえ、この日程表に記載のとおり実施される予定としております。

最後に、修学旅行の日程についてご報告いたします。議案書56ページをお願いいたします。こちらに掲載しております日程表のとおり、修学旅行が実施される予定としております。目的地は、小学校は佐賀、長崎、熊本方面とし、中学校は関西、広島方面としております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第4回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和8年4月24日(金)10:30からです。